

新

第六章 暴力団排除特別区域における禁止行為

（特別区域における特定接客業者の禁止行為）

第二十二條 接客業（その業務に事業所又は事業所から派遣された場所において不特定多数の客（愛知県風俗案内所規制条例（平成二十四年愛知県条例第十四号）第二条第六号に規定する利用者を含む。）に接する業務を含む事業をいう。）であって次に掲げる事業に該当するもの（以下「特定接客業」という。）を行う者（以下「特定接客業者」という。）は、特別区域における特定接客業の事業に関し、暴力団員から、その事業所における用心棒の役務（事業を行う者の事業に係る業務を円滑に行うことができるようにするため顧客その他の者との紛争の解決又は鎮圧を行う役務をいう。以下同じ。）の提供を受けてはならない。

一 ～ 六 （略）

2 特定接客業者は、特別区域における特定接客業の事業に関し、暴力団員に対し、顧客その他の者との紛争が発生した場合に用心棒の役務の提供を受けることの対償として、又はその事業を行うことを暴力団員が容認することの対償として、利益の供与をしてはならない。

3 （略）

（特別区域における暴力団員の禁止行為）

第二十三條 暴力団員は、特別区域における特定接客業の事業に関し、特定接客業者に対し、その事業所における用心棒の役務の提供をしてはならない。

2 暴力団員は、特別区域における特定接客業の事業に関し、特定接客業者から、顧客その他の者との紛争が発生した場合に用心棒の役務の提供をすることの対償として、又はその事業を行うことを容認することの対償として、利益の供与を受けてはならない。

3 （略）

第九章 罰則

第二十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 ～ 三 （略）

2 前項第二号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免

旧

第六章 暴力団排除特別区域における禁止行為

（特別区域における特定接客業者の禁止行為）

第二十二條 接客業（その業務に事業所又は事業所から派遣された場所において不特定多数の客（愛知県風俗案内所規制条例（平成二十四年愛知県条例第十四号）第二条第六号に規定する利用者を含む。）に接する業務を含む事業をいう。）であって次に掲げる事業に該当するもの（以下「特定接客業」という。）を行う者（以下「特定接客業者」という。）は、特別区域における特定接客業の事業に関し、暴力団員から、その事業所における用心棒の役務（事業を行う者の事業に係る業務を円滑に行うことができるようにするため顧客その他の者との紛争の解決又は鎮圧を行う役務をいう。以下同じ。）の提供を受けてはならない。

一 ～ 六 略

2 特定接客業者は、特別区域における特定接客業の事業に関し、暴力団員に対し、顧客その他の者との紛争が発生した場合に用心棒の役務の提供を受けることの対償として利益の供与をしてはならない。

3 （略）

（特別区域における暴力団員の禁止行為）

第二十三條 暴力団員は、特別区域における特定接客業の事業に関し、特定接客業者に対し、その事業所における用心棒の役務の提供をしてはならない。

2 暴力団員は、特別区域における特定接客業の事業に関し、特定接客業者から、顧客その他の者との紛争が発生した場合に用心棒の役務の提供をすることの対償として利益の供与を受けてはならない。

3 （略）

第九章 罰則

第二十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 ～ 三 （略）

除する。

第三十一条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条第一項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 （略）

第三十一条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 （略）